

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成30年2月5日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
滋賀支部契約担当役支部長 五十嵐 意和保

1 調達内容

- (1) 件名 滋賀職業能力開発短期大学校 自動販売機設置・運営事業
- (2) 規格等 入札説明書及び仕様書による
- (3) 履行期限 仕様書による
- (4) 履行場所 仕様書による
- (5) 入札方法

イ 自動販売機の設置は、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が設置業者に対し設置場所を賃貸する方法により行うことから、入札金額は、機構に納付する貸付料の総価を記載すること。

ロ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 平成30年2月20日（※入札書受領期限の日）現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する反社会的勢力に該当する者でないこと。
- (5) 平成30年2月20日（※入札書受領期限の日）現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。
- (6) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程に従い独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部契約担当役支部長が定める資格を有する者であること。
イ 保守・サポート体制を証明した者であること。

ロ 自動販売機の設置・運営に係る業務について3年以上の実績を有していること。
を証明した者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒520-0856 滋賀県大津市光が丘町3-13
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部 総務課経理係
電話 077-537-1164

(2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から3の(1)又は滋賀職業能力開発短期大学校
(滋賀県近江八幡市古川町1414 電話0748-31-2250)において、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間に交付する。

なお、本公告掲載のホームページにおいて掲載している、パスワードを設定した入札説明書等の受領希望者は、以下のとおりshiga-poly03@jeed.or.jpあてパスワードの発行を依頼すること。

① 電子メールの件名は『「滋賀職業能力開発短期大学校 自動販売機設置・運営事業」入札説明書の送付依頼』とすること。

② 電子メール本文に、会社名、担当者名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記入すること。

③ 全省庁統一資格等の添付は不要であること。

(3) 入札書の受領期限 平成30年2月20日 16時

(4) 開札の日時及び場所

日時：平成30年2月22日 13時30分

場所：滋賀県大津市光が丘3-13

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

滋賀支部 本館3階 3号教室

4 その他

(1) 契約手続きで使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成 要。また、本入札に関し、落札者との契約にあたり、独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を締結することとしていること。

(5) 落札者の決定方法 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構会計規程第56条の規定に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) その他 詳細は入札説明書による。